

の法の下での平等に違反するのではないかと指摘が古くからなされている。下級審ではこれを違憲とした裁判例もあったが、最高裁は一九九五（平成七）年七月五日の大法廷決定に引き続き、二〇〇〇（平成一二）年一月二七日に第一小法廷判決も合憲であるとの判断を示した（ただし、憲法違反にあたるとの少数意見が付されている）。

しかし、非嫡出子には何の責任もない事情で相続分に差を設けることに合理性があるとは考えがたく、憲法一三条、一四條、二四條、國際人權（自由権）規約二四條、二六條、子どもの権利条約二條に違反するものといわざるをえない。

法制審議会は、一九九六（平成八）年二月二六日、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする」旨の民法の一部を改正する法律案要綱を答申したが、反対の意見も強く、法案化されず、改正は実現していない。

日弁連は、この問題について継続して改正を求める取組みを進めてきており、二〇〇一（平成一三）年一月の『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の日本における実施状況に関する第四回日本政府報告』に対する日本弁護士連合会の報告「および二〇〇三（平成一五）年五月の『子どもの権利条約に基づく第二回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書』（いずれもカウンターレポート）においても、改めてその旨指摘して、改正が必要であるとの意見を表明した。

2 夫婦同姓の強制

夫婦同姓の強制に対する取組みについては、別項で述べる。

(二) 家事事件における子どもの権利

家事事件においては、離婚や子どもの監護に関する紛争のなかで、子どもの権利が脅かされる場面が多く、この分野での取組みも重要である。

1 両親の離婚に伴う子どもの権利

(1) 両親の離婚が子どもに及ぼす影響

両親が離婚したり、紛争を抱えて別居したりするなどの事態が生ずると、子どもをめぐる環境に重大な変化が生じる。監護状況の変化により、それまでの保護環境が悪化するなどの事態も発生するし、また大きな心理的影響を与える。特に年少の子どもに対しては、その精神面、心理面への影響は大きい。さらに、両親の別居、離婚により、子どもは父母いずれか一方の監護に服することになり、非監護親との日常的な接触を絶たれる事態も生ずる。

このような子どもに対する悪影響を最小限に抑え、環境を保護されることは、子どもにとっての権利でもある。

(2) 離婚後の親権についての法制——共同親権の実現に向けた取組み

現行民法は、両親が離婚すると未成年の子の親権については、父母いずれか一方の単独親権に服するものと定めている。しかし、このような単独親権の制度のために、親権争いが子の取り合いにいたるなど必要以上に激化したり、親権が一方に決められたりすることによって、他方の親が子の監護についてまったく権限がなくなり、面会交流の制度の不備ともあいまって、子どもとの接触を絶たれてしまうなど、子の権利・福祉の観点からも見過ごせない問題が生ずることがある。

この点、欧米諸国では、すでに共同監護の制度が実現しており、離婚後も両親ともに子どもの監護に関す

る権限と責任を有することが可能な制度となっている。

わが国においても単独親権のみを定める民法が実情に照らしてもはや相当とはいいがたく、日弁連では、二〇〇六(平成一八)年以降、三回にわたってシンポジウムを開催するなど、共同親権を実現するための法改正に向けて継続して調査研究をすすめている。

(3) 面会交流権の保障

両親の離婚ないし別居により父または母と別居するに至った子どもにとって、非監護親ないし別居親との接触の機会を確保して、精神的つながりを維持し、良好な関係を保つことは、その成長にとってきわめて重要であり、健全に成長発達するための権利である。また、親にとっても、別居する子どもとの接触を確保することは、自然の情愛に基づく権利であるといえることができる。

実務上子どもとの面会交流は子の監護に関する処分的一种として認められているが、両親の間の葛藤や反発が大きいことなどにより、その実施がスムーズに行われない事態が生ずることがある。面会交流を強制的に実現するための法律上の制度として、履行勧告や間接強制の制度があるが、必ずしも十分であるとはいえない。

今後、面会交流権の保障を強化するための運用を確立する必要があるとともに、面会交流の実施を援助するための機関や制度を整え、充実させる必要があり、そのための調査研究を行っている。

2 子の奪取

離婚紛争に伴い、親の一方が別居にあたって子を一方的に連れ去ったり、別居している非監護親が子を連れ去ったりするなどの事態がしばしば生ずる。本来、子の監護をめぐる紛争は協議によって解決するか、協議が整わな

いときは家庭裁判所の手続によって解決すべきものであり、そのような手続を経ないで子を一方的に連れ去るのは違法である。しかし、わが国では、このような違法な連れ去りがあったとしても、現状を重視する実務のもとで、違法行為がまったく問題とされないどころか、違法に連れ去った者が親権者の決定において有利な立場に立つのが一般である。

ところで、国際間の子の奪い合いが発生した場合の対処について定める条約として、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」(いわゆるハーグ条約)がある。これは、共同監護権者の一人の監護権を侵害する子の連れ去りは不法なものであるとされ、このような不法は子の連れ去りが発生した場合の迅速な返還の手続を定めている。わが国は、この条約を批准していないために、子の連れ去り天国であるとの国際的非難を受けているのみならず、他国の裁判所では、わが国がこの条約を批准していないことを理由に、日本国籍の親を監護権者に指定するのは相当でないとの判断もなされている。

日弁連は、二〇〇三(平成一五)年五月の「子どもの権利条約に基づく第二回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」(カウンターレポート)においてこの条約の批准を求める意見を述べるなど、取組みをすすめている。

3 七七二条問題

民法七七二条二項は、離婚後三〇〇日以内に生まれた子については婚姻中に懐胎したものと推定する旨規定し、一項の規定とあいまって前夫との嫡出子と扱われることになるが、実際は、前夫が父ではないために、母が出生届を出すことができず、その結果、その子はいずれの戸籍にも記載されないままになるという事態が生じている。この問題について、法務省は、二〇〇七(平成一九)年五月、離婚後に懐妊したことを証する医師の証明書が

あれば、七七二条の推定が及ばないものとして出生届を受理するとの通達を發したが、離婚前に懐妊した場合や懐妊が離婚後であるとの証明ができない場合は、なお救済されないままである。

日弁連では、家族法全体の整合性をはかりながら適切な立法的解決を行うための調査研究を行っている。

(谷 英 樹)

一〇 報道と人権

(一) 概要

人権擁護委員会では、精神的自由に関する部会において、「フライデー」などの写真週刊誌の刊行とともに、報道による名誉、プライバシー権の侵害問題が浮上したことから、この問題に取り組もうという機運が生じ、一九八七(昭和六二)年の熊本での人権大会で、「人権と報道に関する宣言」を發表した。その後も、この問題にかかわるため、部会とは別に、人権と報道に関する調査研究委員会を設置した。同委員会では、報道機関による名誉権等の侵害を防止するためには、法規制によるのではなく、報道機関の表現および報道の自由を守るためにも、あくまで報道機関による「報道評議会」などの独立した第三者機関を自主的に設置することを求めてきた。

そのかいあって、新聞業界では、二〇〇〇(平成一二)年毎日新聞の「開かれた新聞委員会」をはじめとする各社の社内委員会が、放送業界では、二〇〇三(平成一五)年「放送倫理・番組向上機構」(BPO)が、二〇〇二(平成一四)年雑誌協会の「雑誌人権ボックス」が設置された。

また、これとは別に、日弁連は、二〇〇八(平成二〇)年一月一八日、「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を發表し、同機関において、メディアによる名誉権侵害等を取り扱うケースがあることを明記した。

他方、抜きがたい報道不信の世論や昨今のプライバシー権、個人情報保護の要求を背景に、公権力による報道規制や、八王子テント事件のような言論規制が行われるようになった。このような情勢を憂慮して、二〇〇九(平成二二)年人権擁護大会(和歌山市)では「自由で民主的な社会を築くために―表現の自由の危機を考へる」と題して、シンポジウムを開催する予定である。

報道と人権に関する日弁連の最近の主な活動は次のとおりである。

(二) 人権擁護大会

1 第三〇回人権擁護大会(於・熊本市)一九八七(昭和六二)年一月六日「人権と報道に関する宣言」

2 第四二回人権擁護大会(於・前橋市)一九九九(平成一一)年一月一五日「報道のあり方と報道被害の防止・救済に関する決議」

メディアに対して、原則・匿名報道、訂正名誉回復措置を自主的にとる独立した第三者機関の設置などの実行を求めるものである。

3 第五二回人権擁護大会(於・和歌山市)二〇〇九(平成二二)年一月六日「自由で民主的な社会を築くために―今表現の自由と知る権利を考へる」

(三) 会長声明・会長談話

1 「週刊新潮」の実名報道に対する会長声明 二〇〇五(平成一七)年一月二八日

2 日本放送協会に対する放送命令に関する会長談話 二〇〇六(平成一八)年一月二〇日

3 放送法改正案に関する会長談話 二〇〇七(平成一九)年三月二八日

4 放送法等の一部を改正する法律の成立に当たっての会長談話 二〇〇七(平成一九)年二月二一日

「日弁連六十年」を贈る

日本弁護士連合会は、四月に北大西洋条約が調印され、一〇月には中華人民共和国が成立するなど、まさに世界的な激動期であった一九四九（昭和二四）年九月一日、創立されました。

日弁連は、創立以来一〇周年毎に記念誌を刊行してまいりましたが、創立五〇周年にあたる一九九九年には、日弁連五十年の通史として『日弁連五十年史』を刊行し、その歩みを振り返りました。そして創立六〇周年にあたる本年、日弁連創立六〇周年記念事業のひとつとして、この『日弁連六十年』を発行いたすこととなりました。

本書では、この一〇年間の歩みとして、先ずは第一章で、この一〇年、日弁連が文字通り心血を注いで取り組んだ司法制度改革の三本柱とも言うべき、法科大学院、裁判員制度、日本司法支援センターの設置の取り組みを取り上げ、現状の評価と今後の課題を考察いたしました。第二章では、日弁連の中心的使命である人権救済活動、刑事司法、そして今や大きな社会問題となった消費者、医療、労働など多種多様な人権課題の取り組みを論じております。第三章は弁護士は社会生活上の医師たれという観点から業務改革と弁護士自治を見つめ直し、第四章では法制度の整備について述べ、第五章で各弁護士会や連合会の司法過疎解消への取り組みをはじめとするさまざまな取り組みを紹介しています。またこれらに先立つ特集として、「司法改革と日弁連」と題してこの一〇年に日弁連が最重要課題として取り組んだ司法制度改革を総覧いたしました。

このように顧みると、この一〇年は日弁連にとっては歴史上比類のない改革の時代であり、この司法改革の波が弁護士にどのような影響を与え、それに対して日弁連はどのような役割を果たしてきたのか、ここであらためて振り返ることによって、次の時代の司法を考える一助ともなるうかと思えます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたっては、宮崎誠会長、丸島俊介事務総長をはじめ、大川真郎日弁連創立六〇周年記念行事実行委員会委員長代行、明賀英樹同事務局長の多大なご尽力があったこと、また各執筆者の先生方、事務局職員、各位のご協力に支えられたものであることを申し添え、ここに深く感謝の意を申し上げる次第であります。

二〇〇九年三月一日

日弁連創立六〇周年記念行事実行委員会

委員長 平 山 正 剛

あとがき

日弁連は、一九九九（平成一一）年九月「五〇年史」を発刊してから一〇年の歳月を経て、ここに「六〇年史」を発刊することになりました。

この一〇年は、日弁連、弁護士会が膨大なエネルギーを使って司法制度の大改革に取り組み、その後は改革によって出来上がった多岐にわたる制度の運用に取り組みはじめた、いわば司法の激動期に当たります。

そこで、本記念誌は、「司法改革と日弁連」を特集して、今次の司法改革全体を概観し、その詳しい内容は各論として個別課題ごとに記述しました。執筆にあたっては、できるだけ執筆者の主観的評価を排し、客観的事実を述べるよう心がけております。

これに続いて、人権課題を取り上げましたが、この一〇年間、わが国社会がより一層国際化、複雑化しただけでなく、経済的不平等、格差の広がりなどによって、新たな人権問題が生じました。

そのため、日弁連の人権活動は、従前からの活動に加えて、新たな領域にも取組みを進めることになりました。それぞれの人権課題についての記述から、日弁連がオピニオンリーダーとして社会に提言するにとどまらず、課題によっては現実の政策形成にまでかかわり、全体として日弁連の社会的影響力が益々大きくなっていくことがうかがえます。

第三の業務改革の課題は、今次の司法改革のなかで、まさに「法の支配」を社会の隅々に浸透させるといふ司法改革の実践を支えるものとして、また、規制緩和・構造改革に対応するものとして、取り組まれています。あわせて業務基盤の拡大が大きな課題となっており、そのために多くの会員が尽力されていることがわかります。

第四の法制度の取組みにおいても、日弁連は、より一層主体的にこれにかかわるようになり、その取組みは、ときに法案の内容を変更させる成果をもあげていることがわかります。

最後に、本記念誌の新しい企画として、各ブロック、各弁護士会の特筆すべき取組みを掲載しました。各地の会員が、新しい制度づくりのため、あるいは重要な事件の取組みのために奮闘されていることの一端が紹介されています。

それぞれの領域の第一線で活躍しておられる八〇名の執筆者による本記念誌が、多くの会員にお読みいただければと願う次第です。

二〇〇九年三月一日

日弁連創立六〇周年記念行事実行委員会

記念誌部長

大川真郎

あとがき

「日弁連六十年」

2009年3月1日 第1版第1刷発行
編者 日弁連創立六〇周年
記念行事実行委員会
発行者 日本弁護士連合会 丸島俊介
事務総長
発行所 日本弁護士連合会
東京都千代田区霞が関1-1-3
電話 03(3580)9841(代)
印刷所 株式会社ふそう美術印刷